

# ○みよし市こどもの権利条例

令和7年6月30日

条例第30号

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第9条）

#### 第2章 市が行う基本的な取組

##### 第1節 基盤となる取組（第10条・11条）

##### 第2節 安全安心のための取組（第12条—第15条）

##### 第3節 権利を保障するための取組（第16条—第19条）

#### 第3章 こどもの権利侵害からの救済及び回復（第20条—第24条）

#### 第4章 雑則（第25条）

### 附則

こどもは、一人一人が様々な個性や能力を持ち、大いなる可能性に満ちたかけがえのない存在です。

こどもは、多様な経験を重ね、様々な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切にすると他者を尊重する心や社会性を養い、成長していきます。

しかし、いじめ、虐待、貧困問題など、こどもを取り巻く状況は深刻であり、また、核家族化や地域コミュニティの希薄化などにより保護者の子育ての負担感や孤立感が増大しています。これらの問題により、こどもが持つかけがえのない権利が侵害され、健やかな成長を阻害する要因となっています。

こうした状況の中、未来を担うこどもが、安心して、心身ともに健やかに成長するためには、こどもの権利を守り、健やかな成長を支える環境を整えることが重要です。

全てのこどもは、大人と同様に権利の主体であり、こどもが、こどもの権利について知り、意見を持ち、意見を言うことができ、社会に参画することができるよう、全ての市民が連携、協働しながら、こどもの権利を守るための取組を進めなければいけません。こどもが、夢や希望を持って生きていくことができる地域社会を、こどもと一緒に形成し、こどもの笑顔が輝き続けられるようこの条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、こどもの権利並びにこどもに関わる人々及び市の、こどもの権利を守るための役割を明らかにするとともに、こどもの最善の利益を守るために取り組むべき事項を定めることにより、こどもの権利を守り、みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりを実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と同等に扱うことが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わってこどもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民 市内に在住し、在学し、又は在勤する者及び市内で活動する個人又は団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人その他団体をいう。
- (5) 学び・育ちの施設 学校、保育所、幼稚園、認定こども園その他のこどもが学び、又は育つための施設をいう。

(こどもの権利)

第3条 こどもは、生まれながらにして、大人と同様に権利の主体であるものとして、こどもが自分らしく、将来に夢や希望を持って生きられるよう、次に掲げる権利を始めとしたこどもの権利が尊重され、及び保障されなければならない。

- (1) 健やかに生きる権利 命が守られるだけでなく、安全で安心な環境の下、持って生まれた能力や身に付けた能力を十分に伸ばせるよう、医療、教育及び生活の支援を受けることができる権利
- (2) のびのびと育つ権利 遊び、学び及び文化、芸術、スポーツ等の豊かな経験を通じて成長するとともに、個人の個性及び特性が理解され、並びに尊重される権利
- (3) 安心して守られる権利 暴力、虐待、いじめ、差別、プライバシーの侵害、有害な情報、学び・育ちの施設における身体的又は心理的暴力その他の安全安心を妨げるものから守られ、又は気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる権利
- (4) 自由に参加する権利 自分の意見を表明する機会が設けられることに加え、自分の意見が尊重されるとともに、仲間を作り、集まり、及び自由に活動を行うことができる権利

(こどもの役割)

第4条 こどもは、社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて、豊かな人間性と社会性を身に付け、自分の権利について知り、あわせて他の人の権利を認め、尊重するものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、子育てについて第一義的な責任を有していることから、こどもの権利を尊重しながら、こどもと向き合い、寄り添い、応援し及び深い愛情を持ってこどもを守り育てるものとする。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、こどもを地域の一員として認め、こどもの権利を守るとともに、市、事業者、学び・育ちの施設が行う、こどもの権利保障に関する様々な取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域の一員として、市、地域住民及び学び・育ちの施設と連携し、こどもの権利保障に関する様々な取組に協力するよう努めるものとする。

(学び・育ちの施設の責務)

第8条 学び・育ちの施設は、こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を有していることを認識し、学び・育ちの施設における身体的又は心理的暴力を防止するとともに、こども一人一人の自立性、主体性及び個性を尊重し、こどもが成長段階に応じて自ら学び、健やかに育ち及び社会の中で生きていける力を身に付けることができるよう支援するものとする。

2 学び・育ちの施設は、こどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる環境を整えるものとする。

3 学び・育ちの施設は、こどもが抱える問題の早期発見に努め、問題を抱えるこどもを発見したときは、当該こどもに対し必要な支援を行うものとする。

(市の責務)

第9条 市は、こどもの権利を保障し、みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりの実現に向け、次章に掲げる取組その他必要な取組を計画的に行うものとする。

2 市は、こどもの権利の保障に関する取組を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第2章 市が行う基本的な取組

### 第1節 基盤となる取組

#### (連携体制の構築)

第10条 市は、保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設間の連携又は協力を促し、それぞれの役割を果たすことのできる体制の構築に努めるものとする。

#### (多面的な支援)

第11条 市は、特別な支援又は配慮、社会的養育を必要とするこどもに対する施策、多様な子育て及び働き方のための環境の整備、専門的な相談又は情報提供等、多面的な支援をするものとする。

2 市は、安心してこどもを生き育てられる環境がこどもの権利保障に資することを鑑み、誰もが安心してこどもを生き育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階において、切れ目のない支援をするものとする。

3 市は、こどもが安心して過ごすことができ、こどもの健やかな育ちを育む市民活動を支援するものとする。

### 第2節 安全安心のための取組

#### (安全で安心な環境づくり)

第12条 市は、犯罪、事故、災害その他有害な環境又は危険からこどもを守り、こどもが健やかに育つための安全で安心な環境を整備するものとする。

#### (虐待又はいじめへの対応)

第13条 市は、学び・育ちの施設及び地域住民と連携し、こどもに対する虐待及びいじめの防止又は早期発見に努めるものとする。

2 市は、こどもが虐待又はいじめを受けたときは、そのこどもを守るため関係機関と協力し、適切に対応するものとする。

#### (こどもの居場所)

第14条 市は、こどもが遊び又は活動を通じて安心して自分らしく過ごすことができる居場所の充実に努めるものとする。

#### (こどもの貧困対策)

第15条 市は、こどもが家庭の経済状況にかかわらず、夢や希望を持って成長できるよう、こどもの貧困対策に取り組むものとする。

### 第3節 権利を保障するための取組

(個別の支援が必要な子どもへの支援)

第16条 市は、学校に通うことが困難な子ども、外国にルーツのある子どもその他の個別の支援が必要な子どもが、自らの学びについて、自身にあった方法を選択して学ぶことができるよう、学びを継続するための必要な支援をするものとする。

(子どもの意見表明)

第17条 市は、子どもが自らの意見を表明するための環境整備に努めるとともに、子どもの意見等を尊重し、市の施策に反映できるよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定に基づき、みよし市子ども会議を開催する。

(多様性の尊重)

第18条 市は、子どもが人種、国籍、性、宗教、信条、障がい等を理由とした偏見や差別等を受けることがないように、その多様性を尊重し、及び理解を広めるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第19条 市は、この条例の内容及び子どもの権利について、全ての市民が関心を持ち、理解を深めることができるよう、年齢に応じた分かりやすい広報及び啓発に努めるものとする。

### 第3章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(子どもの権利擁護委員会の設置)

第20条 市は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、子どもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」という。）を置く。

(擁護委員会の組織)

第21条 擁護委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、子どもの権利について識見のある者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(擁護委員会の職務)

第22条 擁護委員会は、子どもの権利侵害についての相談及び救済の申立てに基づき、事実の調査及び調整を行うものとする。

2 擁護委員会は、前項の調査及び調整の結果、子どもの権利を侵害した者に対し是正措

置を講ずるよう勧告すること又は制度の改善を要請する（以下「勧告又は要請」という。）ものとする。

3 擁護委員会は、勧告又は要請を行った者に対し、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めることができる。

4 擁護委員会は、前項の報告を受けたときは、その内容を救済の申立てをした者に伝えることができる。

（勧告又は要請への対応）

第23条 市は、擁護委員会から勧告又は要請を受けたときは、その対応状況を擁護委員会に報告しなければならない。

（擁護委員会への協力）

第24条 市及び学び・育ちの施設は、第22条に規定する擁護委員会の職務に協力するものとする。

2 保護者及び地域住民は、第22条に規定する擁護委員会の職務に協力するよう努めるものとする。

#### 第4章 雑則

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正）

2 みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表こども未来会議委員の項の次に次の1項を加える。

こどもの権利擁護委員会委員	日額 7,000円 ただし、弁護士は日額20,000円
---------------	--------------------------------

（検討）

3 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うもの

とする。

- 4 市は、こどもの権利に関する社会情勢の変化等に留意し、条例の運用状況を随時検討するものとし、検討の結果必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず所要の見直しを行うものとする。